

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定め、もって地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

この法律において「道州制特別区域」とは、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方（三以上の都府県の区域（平成十八年四月一日現在における都府県の区域をいう。）の全部をその区域に含むものに限る。）のいずれかの地方の区域の全

部をその区域に含む都道府県であつて政令で定めるもの（以下「特定広域団体」という。）の区域をいうことその他この法律において使用する用語について必要な定義規定を設けること。（第二条関係）

三 基本理念

1 道州制特別区域における広域行政の推進（以下単に「広域行政の推進」という。）は、広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせる一体的に活用することを旨として、行われなければならないこと。

（第三条第一項関係）

2 広域行政の推進は、その区域内の各地域の特性に配慮しつつ、各地域における住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与することを旨として、行われなければならないこと。

（第三条第二項関係）

3 広域行政の推進は、国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならないこと。

（第三条第三項関係）

四 国及び特定広域団体の努力義務

1 国及び特定広域団体は、三に定める基本理念にのっとり、道州制特別区域における広域行政を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこと。
(第四条第一項関係)

2 国及び特定広域団体は、広域行政の推進につき、相互に協力するとともに、それらの行政を効率化するよう努めなければならないこと。
(第四条第二項関係)

第二 道州制特別区域基本方針

一 道州制特別区域基本方針

1 政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針（以下「道州制特別区域基本方針」という。）を定めなければならないこと。
(第五条第一項関係)

2 道州制特別区域基本方針には、広域行政の推進の意義及び目標に関する事項、広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間等を定めるものとする事。
(第五条第二項関係)

3 内閣総理大臣は、道州制特別区域推進本部が作成した道州制特別区域基本方針の案について閣議の

決定を求めなければならないこと。

(第五条第三項関係)

二 特定広域団体の提案

1 特定広域団体は、広域行政の推進に関して、内閣総理大臣に対し、第三の一の1の(一)の道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案(以下二において「変更提案」という。)をすることができること。この場合においては、当該変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案を添えなければならないこと。(第六条第一項関係)

2 特定広域団体は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならないこと。(第六条第二項関係)

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更(変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる道州制特別区域基本方針の変更をいう。4において同じ。)を必要があるとき、遅滞なく、道州制特別区域推進本部が作成した当該道州制特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならないこと。

(第六条第三項関係)

4 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした特定広域団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。

(第六条第四項関係)

第三 道州制特別区域計画に基づく特別の措置

一 道州制特別区域計画の作成等

1 道州制特別区域計画の作成

(一) 特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、その広域行政の推進に関する計画(以下「道州制特別区域計画」という。)を作成することができること。

(第七条第一項関係)

(二) 道州制特別区域計画には、道州制特別区域計画の目標、当該特定広域団体が実施しようとする広域的施策の内容、当該広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて実施しようとする特定事務等に関する事項等を定め、特定広域団体が道である場合にあつては、次に

掲げる国が実施している工事又は事業のうち当該広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容を定めるものとする。

(第七条第二項関係)

(1) 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第六条第一項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。）

(2) 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業（国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに限る。）

(3) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する道道（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の権限の全部又は一部を行っているものに限

る。)で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改築に関する事業

(4) 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五条第一項に規定する二級河川(同法第九十六条の規定に基づく政令の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の知事の権限の全部又は一部を行っているものに限る。)で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改良工事

(三) 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならないこと。(第七条第三項関係)

(四) 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、公告しなければならないこと。

(第七条第四項関係)

2 国の援助

国は、特定広域団体に対し、道州制特別区域計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこと。

(第八条関係)

3 報告

(一) 内閣総理大臣は、特定広域団体に対し、道州制特別区域計画の実施の状況等について報告を求めることができること。
(第九条第一項関係)

(二) 内閣総理大臣は、(一)による報告を受けたときは、遅滞なく、これを道州制特別区域推進本部に提出するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
(第九条第二項関係)

二 法令の特例措置

1 法令の特例措置の適用

特定事務等であつて道州制特別区域計画に定められたものについては、第二の一の二の計画期間内に限り、法令の特例措置を適用すること。
(第十条関係)

2 児童福祉法の特例

特定広域団体が別表に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、一の1の(四)による公告の日(以下単に「公告の日」という。)以後は、特定広域団体の知事が

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第五項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務を行うことができることとすること。
（第十一条関係）

3 生活保護法の特例

特定広域団体が別表に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、特定広域団体の知事が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条の規定による国が開設した病院等の指定及び同法第五十四条の二第一項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務を行うことができることとすること。
（第十二条関係）

4 商工会議所法の特例

特定広域団体が別表に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、特定広域団体の知事が商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第四十六条第三項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第六十条第三項の商工会議所の解散の認可に関する事務を行うことができることとすること。
（第十三条関係）

5 調理師法の特例

特定広域団体が別表に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、特定広域団体の知事が調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号）第三条第一項第一号の調理師養成施設の指定に関する事務を行うことができることとする。

（第十四条関係）

6 母子保健法の特例

特定広域団体が別表に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、特定広域団体の知事が母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第五項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務を行うことができることとする。

（第十五条関係）

7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例

特定広域団体が別表に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、特定広域団体の知事が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四

年法律第八十八号)第三十七条第一項の規定による危険猟法(麻醉の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。)の許可に関する事務を行うことができることとする。

(第十六条関係)

三 交付金の交付

1 国は、道である特定広域団体に対し、当該特定広域団体の作成した道州制特別区域計画に一の1の(二)の工事又は事業の内容に関する事項が定められている場合において、当該特定広域団体が次の(一)から(四)までに掲げる工事又は事業を実施するときは、その実施に要する経費に充てるため、主務省令で定めるところにより、予算の範囲内で、次の(一)から(四)までに定める種類の交付金を交付することができること。

(第十九条第一項関係)

- (一) 一の1の(二)の(1)に掲げる砂防工事 特定砂防工事交付金
- (二) 一の1の(二)の(2)に掲げる保安施設事業 特定保安施設事業交付金
- (三) 一の1の(二)の(3)に掲げる事業 特定道路事業交付金
- (四) 一の1の(二)の(4)に掲げる改良工事 特定河川改良工事交付金

2 1の交付金（以下単に「交付金」という。）の額の算定については、1の主務省令において、1の(二)の(1)、(3)若しくは(4)の施設又は一の1の(二)の(2)に掲げる保安施設事業に係る施設の整備の状況その他の事項を勘案し、かつ、1の(一)から(四)までに掲げる工事又は事業を砂防法、森林法その他の法令の規定により国が実施するならば当該工事又は事業の実施に要する費用について国が負担することとなる割合を参酌して定めるものとする事。

（第十九条第二項関係）

3 交付金を充てて行う工事又は事業に要する費用については、砂防法、森林法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする事。

（第十九条第三項関係）

第四 道州制特別区域推進本部

一 設置

広域行政の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、道州制特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。

（第二十条関係）

二 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

(第二十一条関係)

- 1 道州制特別区域基本方針の案の作成に関すること。
- 2 道州制特別区域基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。
- 3 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関すること。
- 4 1から3までに掲げるもののほか、広域行政の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三 組織等

本部は、道州制特別区域推進本部長、道州制特別区域推進副本部長及び道州制特別区域推進本部員をもつて組織することとし、これらの者について所要の規定を整備すること。

(第二十二條から第二十五條まで関係)

四 資料の提出その他の協力

本部に対する資料の提出その他の協力について所要の規定を整備すること。

(第二十六條関係)

五 事務

本部に関する事務は、内閣官房において処理すること。

(第二十七条関係)

六 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とすること。

(第二十八条関係)

七 政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定めること。

(第二十九条関係)

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第三の二は、平成十九年四月一日から施行すること。

(附則第一条第一項関係)

二 特定保安施設事業交付金については平成十九年度以降の予算から、特定砂防工事交付金、特定道路事業交付金及び特定河川改良工事交付金については平成二十二年度以降の年度の予算から、交付することとする。

(附則第一条第二項関係)

三 政府は、一のただし書の第三の二の施行後八年を経過した場合において、広域行政の推進における国

及び特定広域団体の行政の効率化の状況その他のこの法律の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。 (附則第三条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うこと。 (附則第四条から附則第七条まで関係)

第六 別表

法令の特例措置の適用を受ける事務等を掲げること。